

議案第6号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「印鑑の登録を受けている者が」の次に「、第4条第3項第1号に定める方法により本人であることの確認を受ける場合又は」を加え、同条第3項中「端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。))に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して必要な事項を入力することにより、」を「次に掲げるものを使用し、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。))で、自らが必要な操作を行うことにより、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)
- (2) 移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一

部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。